平成２３年（フ）第２１１号
大分市にじが丘３丁目1756番地の３　ＪＧＭヴェルデヒルズにじが丘203
債務者　今次　祥子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　破産債権の届出期間　平成23年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３号
北海道旭川市旭町１条４丁目841番地の17アサヒマチハウスＣ号室
債務者　桑原亜希子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８９号
北海道旭川市９条通９丁目2489番地　セントラルハイツ501号
債務者　西野　賢昭
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０４号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野１線北６番地
債務者　須釜　利夫
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後４時10分
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５７５号
大阪府茨木市真砂３丁目15番20号
債務者　信和商会こと　中井　信夫
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枚山　栄理
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７６３号
大阪府枚方市星丘３丁目１番40号
債務者　田村清子こと　森　　清子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末弘婦紗子
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２３年（フ）第１２６３号
札幌市中央区南10条西６丁目６番13―506号
債務者　海老名孝彦
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２４０号
北海道亀田郡七飯町大中山３丁目311番地７
債務者　伊藤　真弓
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４１号
函館市湯川町３丁目23番13―101号
債務者　道上　　忠
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４６号
北海道亀田郡七飯町大川３丁目15番５号
債務者　加藤　真一
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４８号
函館市深堀町33番９号
債務者　水野真理子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７１号
山形市八日町１丁目３―42　ドミール八日町203号、住民票上の住所山形県長井市緑町６番16号
債務者　梅津フレダゴンザレスこと　ＵＭＥＴＳＵ　ＦＲＥＤＡ　Ｇ
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８３号
山形県寒河江市大字島字皿沼西1835番地
債務者　黒田　裕美
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９７号
山形市宮町１丁目７番25号
債務者　秋葉　玲子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０２号
山形市江俣１丁目７番18号　アレグリーアＡ棟202号、前住所山形市瀬波１丁目４番20号Ｆ号
債務者　長岡　信広
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０６号
山形市江南２丁目11番４号、前住所山形市陣場南２番５号
債務者　熊谷　英子
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所民事部